

資料 1

2019年5月以降のシステム開発プロジェクト進捗報告 及び 2020年度のシステム開発プロジェクトの予定について

2020年10月19日
特許庁PMO

2019年5月以降に実施のプロジェクト

- 第27回特許庁情報システムに関する技術検証委員会（2019年5月開催）以降、10のプロジェクトを実施。
2019年5月以降、現在までに開発が完了したプロジェクト：⑤、⑦～⑨
2019年5月以降、現在までに開発が一部完了したプロジェクト：①、⑩
- 刷新プロジェクト①～④、及び、2019年5月以降に開発が完了又は一部完了したプロジェクト⑤、⑦～⑩について、次ページ以降に示す。

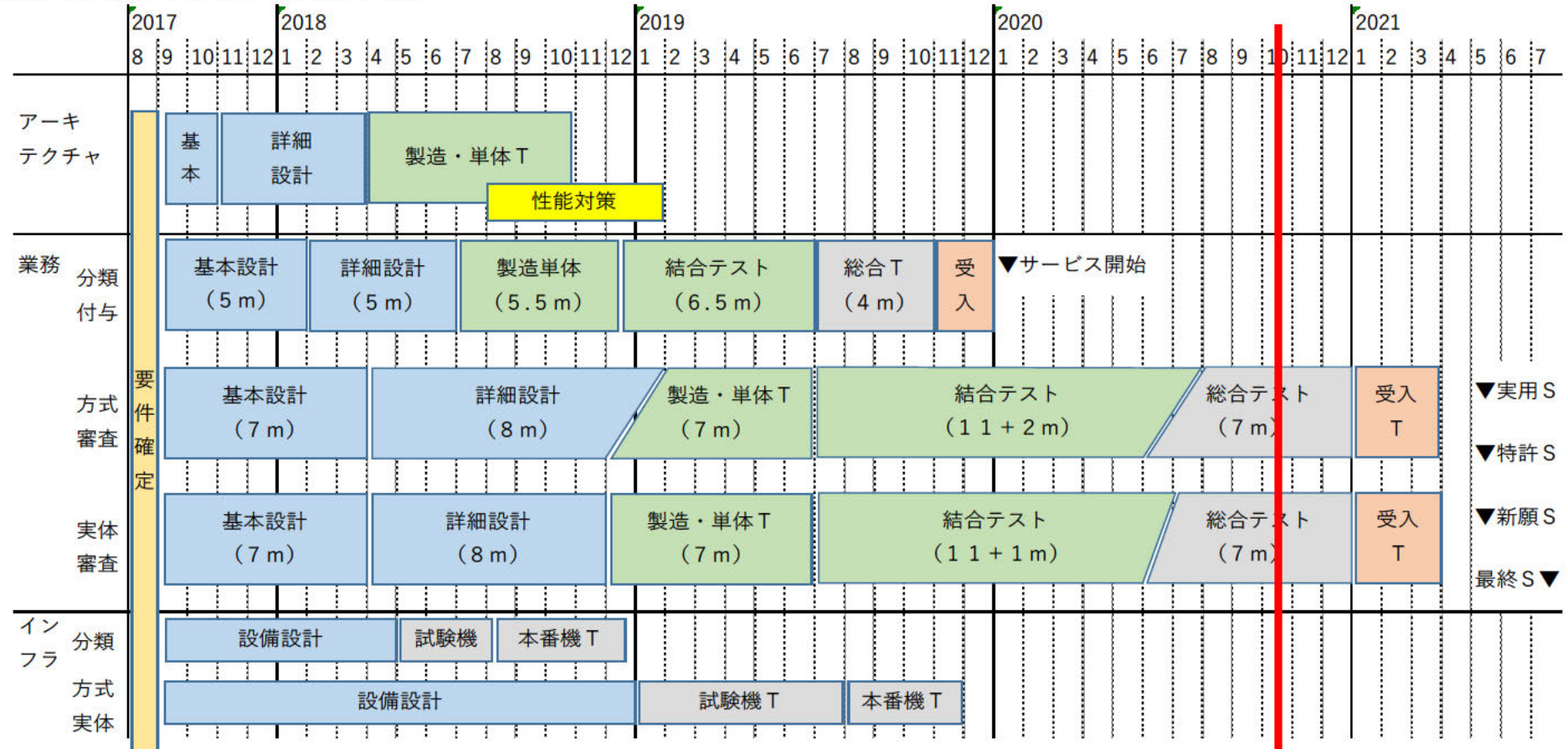
システム構造の見直し		優先すべき政策事項のシステム対応	
①特実審査業務システム刷新プロジェクト	一部開発完了	⑤ 登録年金*期限通知サービスプロジェクト	開発完了
②四法公報システム刷新プロジェクト	開発段階	⑥分類・検索キー改正の最適化プロジェクト	開発段階
③審判システム刷新プロジェクト	調達段階・開発段階	⑦情報提供サーバプロジェクト	開発完了
④意商（V3）システム刷新プロジェクト	企画段階	⑧設定登録等のリアルタイム化プロジェクト	開発完了
		⑨意匠の優先権書類の電子的交換プロジェクト	開発完了
		⑩意匠制度の見直しプロジェクト	一部開発完了

*年金とは、権利維持に必要な特許（登録）料のこと

① 特実審査業務システム刷新プロジェクト

一部開発完了

特実審査業務（方式審査・実体審査）に係るシステムについて、「特許庁アーキテクチャ標準仕様」に従い、システム構造の簡素化及びそれを通じたリアルタイム化を実現することにより、環境変化に可能な限り迅速・柔軟・低コストで対応できるシステムへ刷新する。

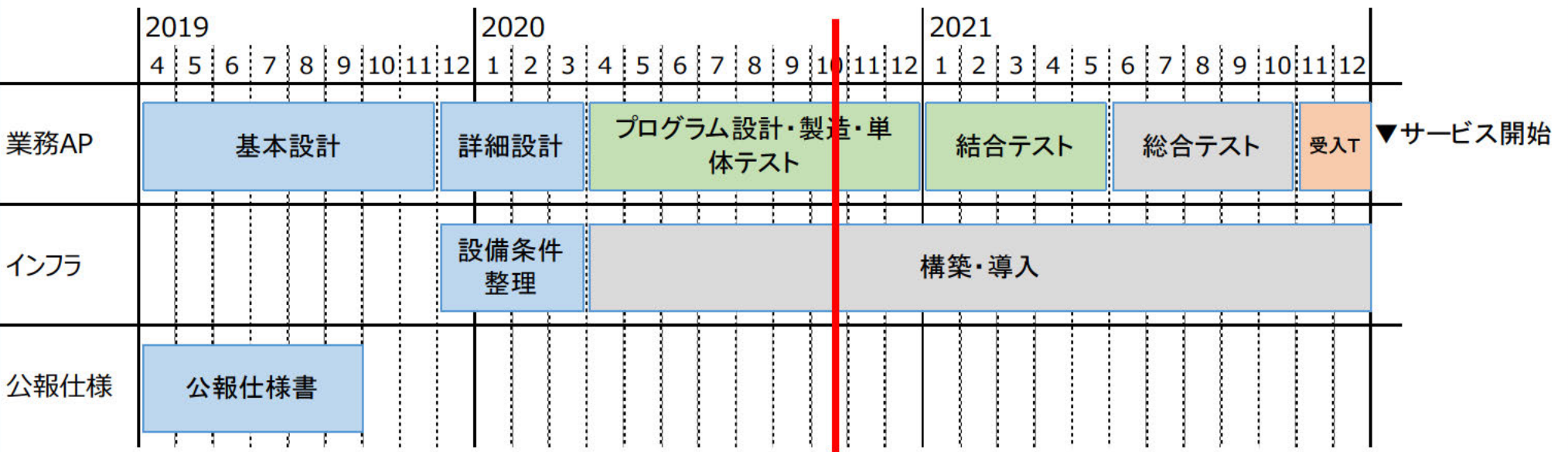


＜2019年5月以降の進捗状況＞
分類付与部分： 結合テスト～総合テストを実施し、システム開発を完了（2020年1月よりサービス開始）。
方式審査部分・実体審査部分： プログラム製造～結合テストを完了し、総合テストを実施中。

②四法公報システム刷新プロジェクト

開発段階

「特許庁アーキテクチャ標準仕様」に従って公報業務に係るシステムを刷新し、公報発行に要する期間の短縮（例：特許公報の発行に要する期間を「設定登録から原則3週間」から「設定登録から10日以内」に短縮）、公報業務に対するシステム支援の充実、システム構造の簡素化等を実現する。



<2019年5月以降の進捗状況>

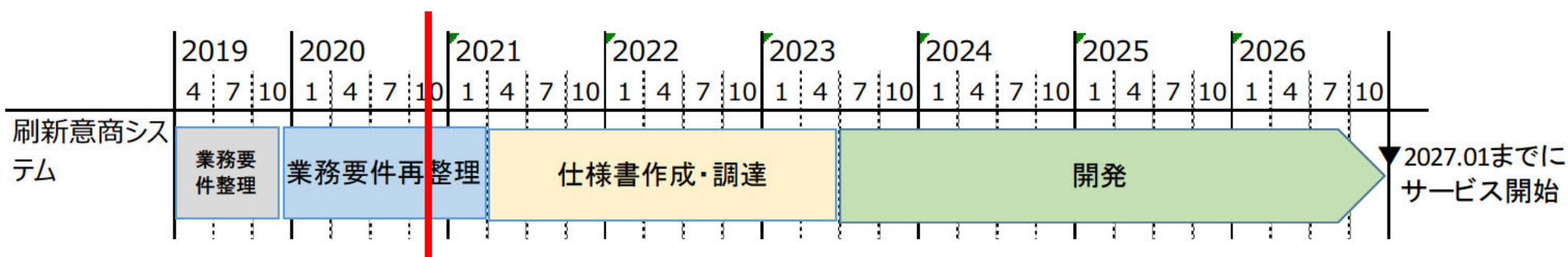
- 業務AP： 基本設計～詳細設計を完了し、プログラム設計・製造・単体テストを実施中。
- インフラ： 設備条件整理を完了し、導入工程（試験機の納品前検査）を実施中。
- 公報仕様： 公報仕様書の作成を完了。

一部開発段階

④ 意商（V3）システム刷新プロジェクト

企画段階

データ形式やシステム構造が特異な意匠・商標系システムについて、「特許庁アーキテクチャ標準仕様」に従ったシステム構造の定型化及びデータの集中化を実現することにより、システムの保守性を向上させる。また、開発規模を抑制するため、システム化範囲及び業務要件の再精査、特実審査業務システム刷新プロジェクトの成果物及び知見の活用を図る。



<2019年5月以降の進捗状況>

開発規模を抑制するために業務要件再整理（システム化範囲や機能等の見直し）を行うこととなり、調達の開始が1年後ろ倒しとなった。現在は業務要件再整理を実施中。現在検討中の取組や今後の方針（案）について次ページで説明する。

④ 意商（V3）システム刷新プロジェクト

企画段階

＜現在検討中の取組及び今後の方針(案)＞

- ・ 意匠・商標方式審査、意匠実体審査、商標実体審査のそれぞれにつき、
現行システムの機能をリストアップし、その中から廃止可能な機能、運用で代替可能な機能を検討中。
- ・ 本体と共に周辺システムの開発規模を抑制するため、書類のXML化の中止も検討中。
- ・ 同じ汎用OSを持つ複数のシステムが使用するサーバについて、HWを一括で調達することにより、
システム毎にAPとHWとを一括調達する場合と比して、機器の集約化及び運用経費の削減を図る。

⑤登録年金期限通知プロジェクト

開発完了

希望する中小企業や個人事業主等を対象として、特許料・登録料の次期納付期限日をインターネット及びメールを利用して通知するサービスを構築し、納付期限日徒過による権利の失効を未然に防止することを目的とするシステムを整備した。

<2019年5月以降の進捗状況>

基本設計～総合テストを実施し、システム開発を完了（2020年4月よりサービス開始）。

⑦情報提供サーバプロジェクト（機械翻訳プラットフォームの整備）

開発完了

情報提供サービスで使用する新たな機械翻訳プラットフォーム（中→日、韓→日）を整備した。

※情報提供システム及び機械翻訳プラットフォーム（日→英）は、2019年5月にシステム開発を完了。

<2019年5月以降の進捗状況>

基本設計～総合テストを実施し、システム開発を完了（2020年4月よりサービス開始）。

⑧設定登録等のリアルタイム化プロジェクト

開発完了

週次で行われていた設定登録業務及び年金登録業務について、日次で行えるようにするシステム改修を行った。

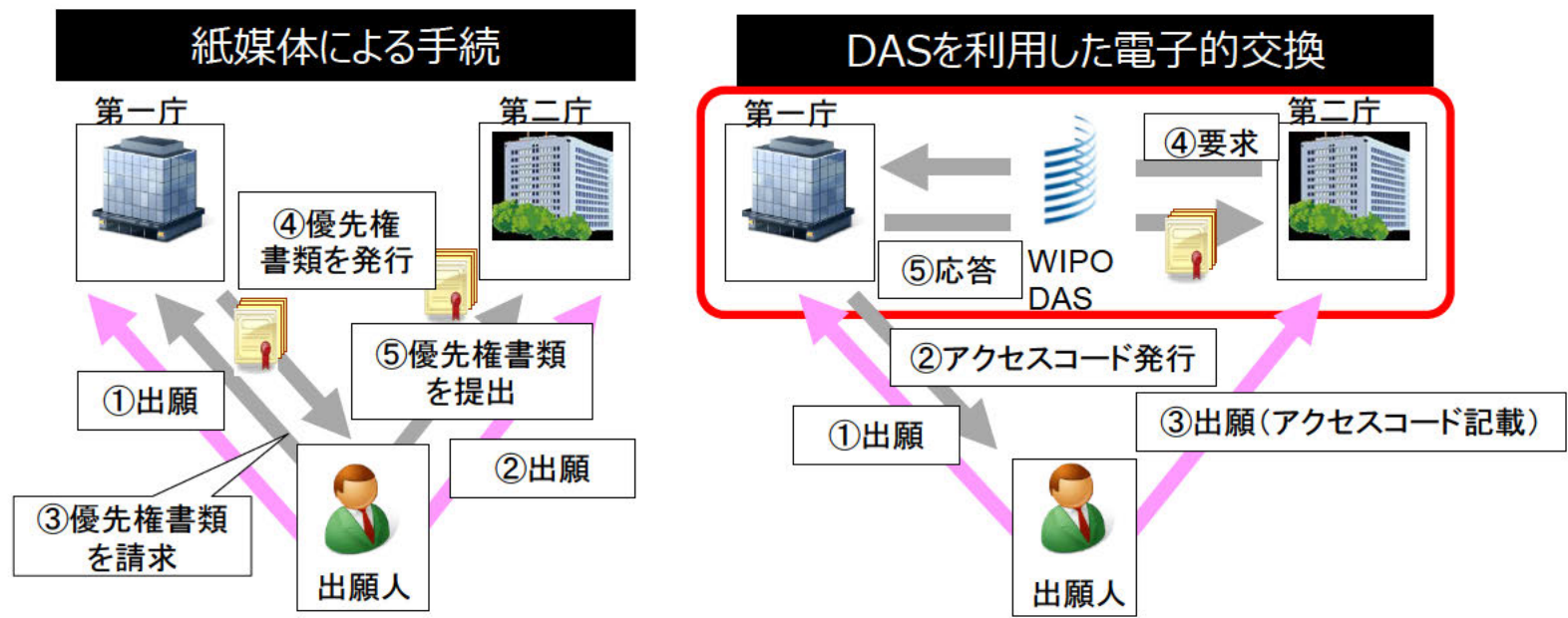
<2019年5月以降の進捗状況>

プログラム設計～総合テストを実施し、システム開発を完了（2020年1月よりサービス開始）。

⑨意匠の優先権書類の電子的交換プロジェクト

開発完了

- 特実の優先権書類については、現在、WIPO提供の各国特許庁間における優先権書類の電子的交換システム DAS（Digital Access Service）を介して、他のDAS参加庁と優先権書類を電子的に交換している。
- DASを導入することで、第一国に対する特実出願を優先権主張の基礎として第二国へ出願する際に、庁外申請人が行っていた、紙媒体で第一国から優先権書類を取得し、それを第二国に提出するという手順を省略することが可能となっている。
- 今般、意匠法が改正され、庁外申請人が意匠の優先権書類についても電子的交換を選択できるようになったため（2020年1月1日施行）、当該優先権書類もDAS経由で他庁と交換できるよう、庁内システムを改修した。



<2019年5月以降の進捗状況>
結合テスト～総合テストを実施し、システム開発を完了（2020年1月よりサービス開始）。

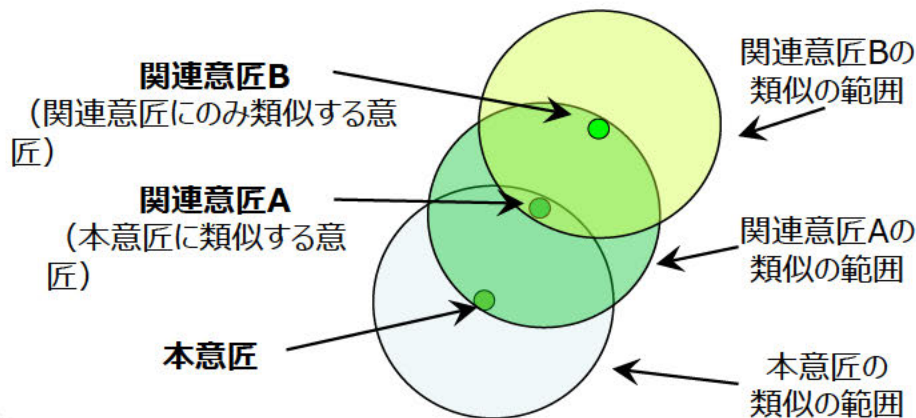
⑩ 意匠制度の見直しプロジェクト

一部開発完了

- 2019年5月に公布された改正意匠法等を運用するにあたり、法律等に則った事務処理や審査処理を行えるよう、庁内システムを改修する。
- 2019年度は、先行開発分として、（１）関連意匠制度の拡充、（２）意匠権の存続期間の延長、（３）願書記載要件の緩和についてのシステム対応（下記参照）を行った。
- 2020年度は、後続開発分として、（４）複数意匠一括出願の導入、（５）物品区分表の見直し、（６）手続の救済規定の拡充についてのシステム対応（後述）を行う。

（１）関連意匠制度の拡充

- ① 関連意匠の出願可能期間を本意匠の出願から10年以内とする。
（旧制度では本意匠の公報発行日前まで）
- ② 本意匠に類似する意匠（関連意匠A）と同様、関連意匠にのみ類似する意匠（関連意匠B）についても、本意匠の出願から10年以内であれば、登録を可能とする。



（２）意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」とする。

（３）願書記載要件の緩和

- ① 記載する図面の数にかかわらず、意匠の創作の具体的な内容を特定することができると認められれば、意匠が適切に開示されたものとして取り扱う（旧制度では原則6図面（正面、背面、平面、底面、右側面、左側面）を提出）。
- ② 意匠登録を受けようとする物品とそれ以外が明確に描き分けられている場合又はその旨が願書に記載されている場合は、意匠登録を受けようとする物品以外のものを図面に記載することを可能とする。
- ③ 意匠の一部を省略して図示する場合に、中間を省略する図法であることが明らかである場合は、任意の記載方法を可能とする（旧制度では二本の平行な一点鎖線を使用する必要があった）。
- ④ 意匠登録出願の願書及び意匠原簿に部分意匠の欄を設けなければならないとする規定を廃止する。

<2019年5月以降の進捗状況>

（１）～（３）： 基本設計～総合テストを実施し、システム開発を完了（2020年4月よりサービス開始）。

現在実施中のプロジェクト

・現在は、6つのプロジェクトを実施中。今年度中にさらに1つのプロジェクトが開発完了予定。

システム構造の見直し

- | | |
|---------------------|--|
| ①特実審査業務システム刷新プロジェクト | |
| ②審判システム刷新プロジェクト | |
| ③四法公報システム刷新プロジェクト | |
| ④意商（V3）システム刷新プロジェクト | |

優先すべき政策事項のシステム対応

- | | |
|----------------------|--------|
| ⑤分類・検索キー改正の最適化プロジェクト | |
| ⑥意匠制度の見直しプロジェクト | 開発完了予定 |

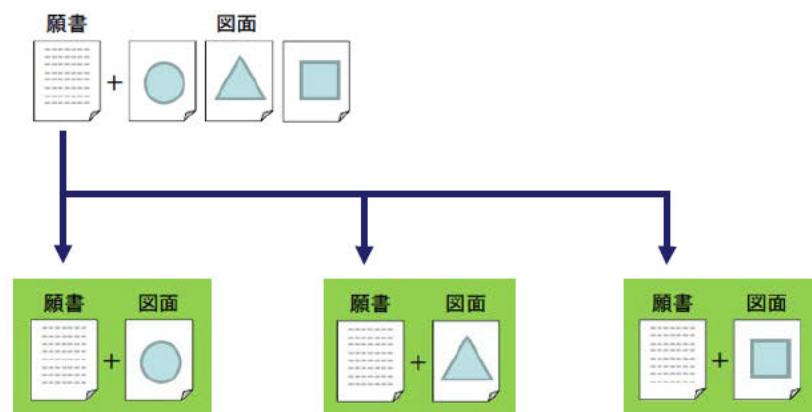
⑥ 意匠制度の見直しプロジェクト

- 2019年5月に公布された改正意匠法等を運用するにあたり、法律等に則った事務処理や審査処理を行えるよう、庁内システムを改修する。
- 2020年度は、後続開発分として、（４）複数意匠一括出願の導入、（５）物品区分表の見直し、（６）手続の救済規定の拡充についてのシステム対応を行う。

（５） 複数意匠一括出願の導入

複数の意匠についての意匠登録出願を一の願書で行うことができるようにするとともに、実体審査や意匠登録は現行制度と同じく意匠ごとに行う。

複数意匠一括出願



（６） 物品区分表の見直し

省令で物品区分表を規定することをやめるとし、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるよう、物品区分表に類するものを告示等で整備する。

（７） 手続の救済規定の拡充

指定期間経過後の延長手続を可能とすると共に、優先権主張を伴う出願についても、優先期間徒過後の優先権主張を可能とする。